



■ 広告取扱に関するご契約の条件

この記載はお客様(「申込者」)からお申し込み頂いた広告掲載に関する契約条件となります。

なお、別途書面にて、「申込者」と(株)医療経営戦略研究所との間で広告掲載に関する基本契約(「広告取扱業務登録」)が締結され、当該契約の条件とこの契約条件との間で食い違いがある場合、当該契約の条件がこの記載内容に優先して適用されます。

第1条(契約の成立)

1. 広告掲載をお申し込みされる際は、(株)医療経営戦略研究所(以下「弊社」という)の定める様式の申込書を使って頂きます。また、お申し込みができる広告掲載欄は、お客様からの申し込み時点で弊社が提供できる商品に限らせて頂きます。(お申込み前に、必ず空き状況(在庫状況)をご確認ください→TEL:045-478-0213)
2. 掲載前に何点か確認事項があります。(別紙要確認をお願いいたします)
3. お申し込みは、広告掲載の開始を希望される日の少なくとも20営業部前(土・日・祝祭日を除く)までに行って頂きます。但し、弊社が特に認めた場合はこの限りではありません。
4. 弊社と申込者との間に書面による事前の合意がない限り、申込書の記載内容によってここに記載されている契約条件が変更されることはありません。申込書にこのページの定める事項と異なる記載がある場合にも、このページに記載のある条件が優先して適用されるものとします。
5. 申込者から広告(以下「広告」という)のお申し込みに対して、弊社が遅滞なく承諾の意思表示をしたときに広告掲載契約(以下「広告掲載契約」という)が成立します。但し、弊社は、広告掲載開始日を調整する権利を留保させて頂きます。

第2条(広告の入稿)

1. 申込者が広告の入稿を行う場合には、弊社が指定する日時までに、弊社の指定する形式・形態で行うものとします。また、申込者が入稿済の広告の内容を変更する場合にも同様とします。
2. 申込者の故意または過失によって前項に定める入稿が行われなかった場合、弊社は広告掲載契約に基づく債務を履行する義務を免れるものとします。但し、弊社は当該広告掲載を行うことができなかった期間の広告料を申込者に請求することができるものとします。

第3条(広告内容の変更)

1. 弊社は、広告掲載契約が成立した後も、お申込を受けた広告の内容、形式、もしくはデザインあるいは広告主のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、または弊社の定める広告掲載基準に抵触していると判断した場合、当該お申込に係る広告の内容、形式、もしくはデザイン等の変更を求めることができるものとします。(別紙参照)
2. 掲載開始の前後を問わず、申込者が弊社からの前項に基づく申し入れを拒絶した場合、または申込者が直ちに変更を行わない場合、弊社は申込者に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく広告掲載契約を解除することができるものとします。(別紙参照)



第4条(申込者の責務)

1. 申込者はお申込みにかかる広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び記載内容に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを弊社に対して補償するものとします。
2. 第三者から弊社に対し、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任及び負担において解決するものとします。但し、当該損害が弊社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

第5条(広告掲載証明)

弊社は、広告掲載契約に基づく広告を掲載した後 3 週間以内に、弊社が定めた書式にて「掲載証明書」を申込者に送付するものとします。

第6条(広告料金)

広告料金は弊社が別途定める料金表のとおりとします。(見積もり表参照)

第7条(支払方法)

1. 弊社は申込者に対し、広告掲載料金成立後速やかに広告料金の請求書を発行するものとする。申込者は弊社から請求された当該広告料金全額を掲載開始の 10 営業日前(土・日・祝祭日を除く)までに支払うものとします。但し、広告料金の請求にあたり、弊社が別途定めた種類の広告について広告掲載が 2 か月以上の期間に渡る場合には、1 か月毎に広告料金を支払うものとし、弊社は当該広告料金総額を掲載月数(または日数)で除した額を各月毎に請求するものとし、申込者は当該請求者に基づき弊社に対して毎月広告掲載開始応答日の 10 営業日前までに翌月分の広告料金を支払うものとします。
2. 前項の規定に関わらず、弊社の審査の結果に基づき、申込者に対し広告料金の後払いを認めることがあります。本条に基づいて後払いを認める場合には、弊社は申込者に対して弊社の定める様式で別途後払いを認める旨の通知を行います。この場合、弊社は申込者に対し、広告掲載終了翌月中旬までに広告料金の請求書を発行するものとし、申込者は弊社から請求された金額全額を掲載終了月末起算 30 日以内に支払うものとします。但し、広告掲載が 2 か月以上の期間に渡る広告については 1 か月毎に広告料金を支払うものとし、弊社は当該広告料金総額を掲載月数で除した額を各月毎に請求するものとし、申込者は当該請求書に基づき弊社に対して広告料金を支払うものとします。なお、掲載開始月と掲載最終月の広告料金は日割計算にて請求を行います。
3. 本条に定める広告料金の支払いは、弊社が定める銀行口座に広告料金に消費税及び地方消費税を加えた額を振込むことによって行うものとします。なお、振込手数料は申込者負担とします。

第8条(割引制度)

弊社ネット広告に掲載する際に「長期間掲載割引」(3 か月/6 か月/12 か月)、「複数枚掲載割引」(2 枚/3 枚/4 枚/5 枚)をご用意しています。



第 9 条(支払遅延の効果)

1. 申込者が第 8 条に定める支払を遅滞した場合、弊社は広告掲載契約および遅滞のあった時点で成立している他の広告掲載契約に基づく広告掲載の全てを申込者による支払が確認できるまで履行しないことができるものとし、この場合、申込者は当該広告掲載がなされないことについて弊社に対して損害賠償を行うことはできないものとし、
2. 申込者は第 8 条に定める支払を行わない場合、弊社に対して実際の支払い日まで、その日数に応じて年利 10.0%の遅延損害金を支払うものとし、

第 10 条(免責)

1. 停電・通信回線の自己・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラ etc サーバーナドのシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など弊社の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、弊社はその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとし、但し、弊社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。なお、この場合、弊社が掲載を行わなかった部分については申込者の支払債務も生じないものとし、
2. 広告掲載初日及び広告内容の変更初日の午前0時から正午までの間は広告掲載調整時間とし、当該調整時間内の不具合について、弊社は免責されるものとし、
3. 広告掲載中に当該広告からのリンクがデッドリンクのなった場合やリンク先のサイトに不具合が生じた場合、弊社は当該広告掲載を停止することができるものとし、この場合弊社は広告不掲載の責を負わないものとし、
4. 広告掲載契約に関連して、理由の如何を問わず弊社が申込者に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負った場合には、当該賠償額は広告掲載契約に基づく広告料を上限とします。

第 11 条(契約条件の変更)

弊社はいつでも広告掲載契約の各条項を変更することができるものとし、但し、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載を申し込まれた日(申込書記載の申込日)における契約条項が適用されるものとし、

第 12 条(契約の解除)

1. 第 8 条に違反したとき
2. 本契約に違反し、弊社の催告にも拘わらず速やかにこれを履行しないとき
3. 広告の掲載内容が不適切と弊社が判断したとき

(付則)

本規定は、2008 年 7 月 1 日から実施するものとし、